

起因物、事故の型：立木等 - 飛来・落下の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	10～ 11	トドマツ（胸高直径22cm）を伐倒した後に、伐倒木の上部にあったダケカンバ（胸高直径12cm）が何らかの原因で倒れ、作業者の背中を強打した。	76	60201	10 ～ 29
1	10～ 11	なだらかな斜面の苗圃において、樹木伐採作業中、倒した樹木の枝を整理するため移動中、目的の木ではない樹木（切口30cm、長さ約13m）が突然すべり落ちてきて、かわす事ができず、巻き込まれて転倒し右足を骨折した。	62	60201	1～ 9
1	15～ 16	敷地内において、作業で高所作業車を操作してゴンドラ部に一人で乗り込み、チェーンソーを使用して樹木の伐採をしていた。木の中段位の所を伐採中、倒す方向を間違っ、作業員側に伐採木が倒れ直撃を受け、ゴンドラと手摺の間に挟まれた。	67	30199	1～ 9
1	11～ 12	構内での桜の木の剪定時、脚立に乗り長さ3m、太さ15cmの枝をのこぎりで切り落とすところ、切枝が前頭部を直撃し擦過傷を負う。	72	80209	30 ～ 49
1	10～ 11	客室清掃に入り清掃車両にリネンを持ちにいった時強風により、バンタリ梯子が飛ばされ拾いにいった時に木の枝が落下し、後頭部と左肩甲骨にあたって打撲をした。	63	150101	1～ 9
1	14～ 15	被災者は、スギ・ヒノキ林での間伐作業中、間伐対象木及び伐倒作業に支障となる選木されたマツ枯木（胸高直径約40cm、樹高約22m）を伐採したところ、伐採木が樹上数か所で折れて落下し、被災者はそのうちの1つ	71	60209	10 ～ 29

		に激突されたと思われ、その後、死亡が確認された。			
1	11~ 12	高木伐採作業中、別の者が樹上で枝払い作業中、落下させた枝が下にあるブロックにあたり、その枝が跳ねた。下で見張り中の作業員がその枝の跳ねを止めようと枝を踏みつけた時、その枝が作業員の左足にぶつかり負傷した。	39	60101	—
1	15~ 16	林相整備作業中、広葉樹を伐採した際、上から枯れ木が落下してきたとき（直径約5cm）、前かがみの体勢で作業を行っていたため、後ろからヘルメットをすくわれる形となり、ヘルメットが枝にはじき飛ばされ外れ、頭部を負傷した。	47	60209	—
1	16~ 17	公社造林間伐現場で蔓の絡んだスギを伐採したところ、隣のスギと絡んでおり、そのスギ（Φ15cm程度）を伐採したところ、裂けて自分の体の上に落ちてきた。	20	60209	50 ~ 99
2	14~15	立木伐採事業において、胸高直径22cm、樹高20mのカラマツ伐倒作業中、追い口にくさびを入れ、マサカリで打ち込み中、その振動により、上部枯れ枝が被災者側に折れて落下し、被災者の背中に激突した。	70	60209	10 ~ 29
2	13~14	公園内で枯損木を伐採する為に被災者（作業員）がチェーンソーを使用し、枯損木の根元を切断作業中、目視では確認出来ない空洞木であった為、切断箇所から2.2m上部まで幹が裂けてしまい、被災者（作業員）側にその幹が落下し、被災した。	68	30199	1~ 9
2	16~17	太陽光発電の障害となる樹木の伐採中、傾斜地で伐木した木が沢方向に倒れた際、反対側の土手に当たり、気がバウンドして根元の部分が左腕と左太ももに当たり負傷した。	77	30199	1~ 9
2	14~15	耕作放棄地再生現場で、チェーンソーにて松の立木を伐採作業中、切り倒し方向の谷側に切り口を入れ、倒そうとしている時、倒れずに樹皮が残り、伐採木が垂直に跳ね上がり、右足首に落下し、負傷した。	61	170209	—
		地拵作業中、チェーンソーで直径約20cmの雑木を伐ったところ、隣のスギに、かかり木になった。かかり木の処理をしようとして様子を見ながら少しず			30

2	11~12	つチェーンソーで雑木の幹の部分を伐り進めあと少しで伐り終わるといったところで杉に引っ掛かっていた雑木の枝が急に外れ、反動で雑木の幹が右足甲の上へ落下して右足小指を骨折した。	47	60201	~ 49
2	11~12	傾斜30°で桧(42年生)(胸高約22cm、樹高約20m)間伐作業中の負傷である。下原木(雑木)等の多い所で、間伐木に雑木がかかり木となっている事を知らず(確認せず)間伐木にチェーンソーの刃を入れたところ、かかっていた雑木が(胸高10cm、長さ5m)右足に落下し負傷した。	45	60201	1~ 9
2	14~15	ゆず畑にて剪定作業後の木を運ぶ最中に枝が跳ね、左眼を直撃した。	22	170209	50 ~ 99
3	9~10	訪問入浴介護サービスにて、お客様宅に向かっている途中、狭い道に進入したため入浴車のバック誘導を行っていた際、車の左前方に木の枝がひっかかる可能性があったため手で枝をよけた。車が後退を終えたため枝から手を離れた際、枝が手にあたり、右掌・甲・指全体に腫れ、甲に切り傷を負った。	53	130201	10 ~ 29
3	9~10	キャンパス内で高木剪定作業時、高所作業車に乗った人が高枝を切りおとし、声をかけ合い作業をしていたところ、バスケットの影で切った枝を見失い、上から落ちてきた枝が頭部うしろ部分に当たり、ヘルメットをかぶっていたので外傷はないが、吐き気がして首から肩にかけてむち打ち状態になった。	30	30199	10 ~ 29
3	11~12	脚立にのぼり植栽の剪定作業を行っていたところ、3分の2程度切り込んだところで枝が折れ、自分の方へ倒れてきた。その際、折れた枝と脚立の足元に左足が挟まれ骨折した。	67	11301	300 ~ 499
3	14~15	高所作業車に乗り枝下ろし作業中、下にフェンスがあるので切った枝が当たらないよう、隣の松の木の枝にロープをかけてハゼの木の枝を切ったとき、上の松の木が折れて、作業中のゴンドラに落ちてきた。	69	30309	1~ 9
4	14~ 15	山林で造林中、チェーンソーで玉切りしようとした時、上から枯枝(直径5cm×長さ1m)が落ちてきて、左腕に当たり負傷した。	41	60201	1~ 9

4	14～ 15	森林調査のため林班へ行き、小班（スギ・カラマツ人工林）で同僚2名と調査区域をペンキ塗布による表示作業中、GPS機器により区域確認をしながら、右手で灌木につかまりながら斜面（傾斜約30度）を横切っていると、倒伏していた灌木が突然跳ね上がり、被災者の右目に当たった。	72	170209	30 ～ 49
4	11～ 12	同僚2名、クレーン車（別社）を使用し、カラマツ直径40cm樹高15mの吊し伐りを行っていた。作業籠に乗り中段の伐りはなしを終え、地上におりた後、籠に忘れたチェーンソーを取りにもどったところ、クレーンで移動を始めた、伐採木の枝（枝径5cm長さ2m）が折れ落下し左手に当たり被災した。	62	60209	30 ～ 49
4	14～ 15	県道拡幅工事において斜面にある木を倒す作業を行っている時に、倒した木の一部分がはねて見張りをしている被災者に当たり負傷した。	48	30106	1～ 9
4	14～ 15	加工場で本人の姿が急に見えなくなり捜したところ、1.5m位の高さの材料間にうずくまっており、返事がないため救急搬送した（意識混濁状態）。	21	120109	30 ～ 49
4	13～ 14	間伐作業中、立木を切断したところ、上部の枝が隣接の立木の枝と絡まり、一瞬宙づりになった後被災者の側に落ちてきて、左足甲を骨折した。	44	60209	1～ 9
4	14～ 15	処分場ヤード内に着いて、ダンプの生木を降ろす作業中、ダンプを上げたところ後ろドアが開かなかった為、降車して後ろドアのキャッチをはずしたとき、積載していた生木が横から落ちて左肩に直撃した。	61	30209	1～ 9
5	14～ 15	山林で伐木作業中、杉立木を伐倒した際に頭上からカラ松の枝が落下し、作業員の頭部をヘルメットの上から直撃した。	69	60201	1～ 9
5	14～ 15	被災者は、山林において同社員3人で伐採中、被災者が枝払いの補助作業をしていたところ、他の人が切った木（直径10cm・長さ12m）が思わぬ方向に倒れ、左横から倒れた木が被災者の頭から胸にのしかかり、下敷きになってしまった。	57	60201	10 ～ 29
5	13～ 14	剪定作業現場にて、歩行者及び車両の誘導業務中、剪定中の高木の枝が落下し足に当たり被災した。尚、立哨位置は剪定作業のバリケード内であ	22	170201	100 ～

		る。			299
5	11~ 12	家裏の木を伐採中、チェーンソーで枝を切った時につるが木に掛かっており、枝が頭に落ちて来た。	32	60209	1~ 9
6	13~ 14	造園工事で、太い木の枝を鋸で切っている際、枝を切り終えた時に勢い余って、枝が左手にぶつかってしまった為、左手示指を負傷した。（左手示指こぶし部分創傷、左示指伸筋腱損傷）	39	30309	1~ 9
6	13~ 14	山中において伐倒作業中、被災者が伐倒した際に、近接していた木が絡まり折れて落下し、被災者の右大腿部に当たった。伐倒前による確認は実施したものの、枝が絡んでいる木に気付かなかった。病院で診察した結果、右大腿骨の転子部骨折と判明した。	60	30209	10 ~ 29
6	11~ 12	皆伐現場の伐採中、枯木の前方の木を倒したら枯木の先端部分が折れ、作業員の左の背中に当たり負傷した。枯木の折れた先端部分の大きさは、直径8cm、長さ1.8mであった。原因は、枯木に伐採した立木の枝が絡んでいて、倒れた時に折れたためである。（絡んでいるのは見えなかった。）尚、肋骨は折れていない。	55	60209	10 ~ 29
7	15~16	トドマツ列状間伐箇所、根むくれになっていた台風被害木（トドマツ・長19.5m径24cm）を伐倒したが、かかり木となった。かかられているトドマツの真下でかかられているトドマツ（長19m径22cm）を伐倒したところ、かかり木が落下し枝が頸部に当たった。原因として、かかり木の処理方法として危険な、かかられている木を伐倒したこと。かかり木の処理を独断で行ったこと。	73	60201	10 ~ 29
7	14~15	傾斜約20度の山林内で、胸高直径約18cmの木を伐倒する際、受け口、追い口をしても倒れなかったため、手で押そうとしたら、左の足の甲に木が落ちてきた。その際、左の足の甲を打撲した。	48	60201	30 ~ 49
7	9~10	山林で間伐作業中切った木が別の木にかづらでつながってしまっていて離れなかったため、木を手で引っ張り落とそうとしたところ、思いのほか勢いよく足下まで落ちてきて、避けようとしたが間にあわず右足先にあたってしまい薬指を骨折した。	59	60201	1~ 9

7	10~11	建設現場において、セラー室内タンク並びに配管撤去工事を2人で作業中、鉄骨H鋼のボルトを外し玉掛作業終了後、1人が工場床面に立ちクレーンで鉄骨を吊り上げたところ、鉄骨が固着していたため、クレーンインテングで鉄骨を揺すりながら取り外そうとした際、もう1人はセラー室タンク上部吊り荷の近くにいたため、鉄骨H鋼と取り付け鉄板の間で左手示指指先（手袋着用）を挟み、負傷した。	49	60201	1~9
7	16~17	高所作業車による剪定作業中、切断した枝葉が、下部の落下防止柵に落下し、その跳ね返りで、5m離れた場所で清掃をしていた作業員の右ひじ上に接触した。	63	30106	1~9
7	9~10	個人邸にてシイノキ伐採作業中、トラック荷台に切った枝を下ろす途中、引網を送り込んだ際に下枝に干渉し、そこに引っ掛かっていた枝が落下し、背中左側に当たり負傷した。	43	60101	1~9
7	11~12	山林内で、伐採事業を実施中、直径40cm程の桧をチェーンソーで切り込み、クサビを入れて打ち込み倒したところ、途中で木の先端が隣の木へ当たったため、倒れながら木が被災者のいる方向へ滑って来て、根元でチェーンソーを外そうと屈んでいた被災者の左足下部へ当たり、そのまま2m程押し流された。	75	60209	10~29
7	14~15	工場倉庫の屋外製品置場の緑地帯にて、立木（檜）を伐採するため、まず伸びた枝を落とし、その後に立木を根元から伐採する手順であった。しかし、枝（長さ4.4m、径50cm）を切り落とす際、手鋸で切った枝が近くのリングパレットの上に落ちた。伐採者は被災者に声かけを行ってから枝を落としたが、真下で梯子を支えていた被災者の顔に枝が直撃し負傷した。	53	10401	100~299
9	8~9	山林でスギの伐倒作業の際、伐倒方向とは反対側に隣接した広葉樹の枝が引っ張られて折れ落下し、左上半身に当たり負傷した。	56	60201	50~99
9	14~15	敷地地内において、屋根近くで間伐（ヒノキ）作業をしていた、上方に伐倒した木が滑り落ちてきて当たった。	31	60209	30~

					49
10	10～ 11	法面で支障木の伐採中に思わぬ箇所から木が折れて、作業員の方に覆いかぶさり被災した。被災者は伐木等業務の特別教育は受講していなかった。	43	30106	10 ～ 29
10	11～ 12	作業現場で広葉樹の伐木玉切の作業中に、木を倒した時に4m～5m位の風に吹かれ掛り木となり、状況を確認するために掛かった木の下に行き上を見た時、直径3cm位長さ6cm位の枯れた枝が落ちて顔に当たった。	57	60201	1～ 9
10	9～ 10	当事業場内で落下の危険性のある樹木を剪定していたときに、切った枝が被災者の下肢に直撃し負傷したものである。被災時の状況は安全帯及びヘルメットを装着し、固定した梯子に登り、高さ約2mのところ作業をしていた。	71	170209	10 ～ 29
10	11～ 12	畑の栗の木（直径0.4m－高さ約10m）の伐採中、右肩に枝（直径0.1m－長さ約1.5m）がぶつかり打撲。本人は周辺作業を行っていた為、枝に気づかず落ちたものか、倒木の枝が跳ねたものかは不明。	65	60201	1～ 9
10	14～ 15	急な斜面の場所で、間伐作業の伐採を行っていた。ヒノキ胸高20m（高さ13mぐらい）を伐採中、伐採した木の根元が下に滑り落ちて木を背中よりかぶり右肘、顔、右胸を負傷した。	50	60209	1～ 9
11	14～ 15	カラ松間伐現場でグラップルが根倒したカラ松2本を根切した。1本目を切断し、2本目（直径約20cm）の切断間際にチェーンソーが木に挟まれた。チェーンソーを外すため矢を使用しチェーンソーを引き抜いたところ、木が弓なりに圧迫されていたため被災者に跳ね返って来て膝を圧迫した。	71	60201	10 ～ 29
11	9～ 10	山林内で伐倒作業中、伐倒した木が近くの木に当たり、伐倒した木の枝が折れて、左肩に当たったと思われる。	21	60201	1～ 9
11	9～ 10	平坦地にて、伐採作業時、伐倒した木の先につるが絡んでおり、それに引っ張られ、後ろの木が折れて、伐倒後退避しようとした時に背中に折れた木が直撃した。	24	60201	10 ～ 29
	10～	受注品の納品のため取引先に行った時、取引先の入口の段差に躓いて、ド			1～

11	11	アに肩からぶつかり、背中を打撲した。当日は痛みを我慢して業務を終了し、翌日病院で受診した。	56	10401	9
11	11~12	庭園植木剪定、伐採作業中、木に登り、木の枝を整枝中、木の枝が足の指に落ち骨折した。	66	60101	1~9
11	15~16	民家付近の支障木伐木時、作業員Aが高所での玉切り伐採を行っていた。玉切り伐採した木、太さ約9cm、長さ約2mの玉切りした木が落下した際、地面にバウンドし、思わぬ方向へ跳ねBの右肩に当たり被災した。	36	60201	10~29
11	15~16	個人邸樹木伐採工事に従事し、チェーンソーを使用して高さ約8mの立木を伐採中、折れていた枯枝が上部から落下し、ヘルメット着用の頭部に当たり負傷した。	36	30199	1~9
11	6~7	カート道右斜面において、立ち枯れの木を伐採作業中に切り倒した4m程の木が地面と接触した。その反動により折れた枝が20m以上離れた場所に避難していた被災者の左膝上に当たる。	60	140301	50~99
12	9~10	道路脇私有地で高さ15m程ある樹木の道路側の枝落とし作業を行っていたとき、被災者は下に落ちた枝の片付けをしていたが、誤って車両脇の枝が落ちる所へ入り、5m程の高さから落ちてきた長さ2m、太さ7cm程の枝が頭部と頸部に当たり負傷した。そのときヘルメットを着用していなかった。	70	60101	1~9
12	10~11	被災者は、チェーンソーで新植地拵え作業を行っていた。コナラ（直径約20cm、樹高15m）の伐採を行うため、伐倒方向への受け口をつくり、追い口を入れていたところ、途中から幹が裂け、避けた幹が一旦頭上に上がって落ちてきたとき、左肩を直撃した。近くにいた同僚がそれに気づき、病院へ付き添い搬送し、診察の結果、左肩骨折との診断を受けた。その後、病院からの紹介状をもらい、翌日に別の病院で改めて診察した結果、左肩甲骨肩峰骨折との診断を受け、約1ヶ月の安静が必要となった。	67	60209	50~99
12	9~10	山林において、林内作業道の開設予定地内の立木（口径30cm）をチェーンソーで伐倒しているとき、立木が倒れる前に切り口が滑り、左足の上に落ちて負傷した。	28	60201	1~9

12	8~9	山林の地拵え中、下刈機の回転刃が木片を撥ね、それが目に当たり負傷した。	50	60209	1~ 9
----	-----	-------------------------------------	----	-------	---------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html